

平成25年2月1日

住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する
総合的な評価・技術的な評価を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する総合的な評価・技術的な評価を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成25年1月18日～平成25年1月28日

<提案者及び評価結果>

○住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する総合的な評価を行う事業

提案者：なし

評価：独立行政法人建築研究所を選定した。

※独立行政法人建築研究所においては、住宅・建築物における省エネ化等に関する先導的な技術開発、技術評価、研究等の十分な実績を有する等、補助対象事業者の要件を全て満たしていると判断される。従って、当該事業を行う者として、独立行政法人建築研究所を含め、最も適切な者を特定すると定めている（公示文「2. 補助対象事業者の要件」に記載の通り）。

○住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する技術的な評価を行う事業

提案者：1者（一般社団法人日本サステナブル建築協会）

評価：別紙1の通り、一般社団法人日本サステナブル建築協会の企画提案書を特定した。

(別紙1)

□住宅・建築物省エネ改修等緊急推進事業に関する技術的な評価を行う事業を実施する者の審査結果について

- ・公募期間：平成25年1月18日～平成25年1月28日
- ・説明書配布者：1者（一般社団法人日本サステナブル建築協会）
- ・提案者：1者（一般社団法人日本サステナブル建築協会）
- ・評価

補助対象事業者の要件	評価結果
(1) 技術能力に関する要件 ・住宅・建築物の性能及び性能向上に係る専門的・技術的な評価を行い得る組織を備えた体制であり、住宅・建築物の性能及び性能向上に係る評価に関する実績を有すること。	○
(2) 公平性及び中立性に関する要件 ・業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。 ・業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。	○
(3) 守秘性に関する要件 ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。	○
(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件 ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。	○

※補助事業対象者も求められている(1)～(4)の要件については全て満たしており、事業費についても妥当と判断される。そのため、一般社団法人日本サステナブル建築協会の企画提案書を特定した。